

奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則（平成二年十二月奈良県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二号中「いう。」の下に「及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号。以下この号において「省令」という。）を加え、同号に次のように加える。

エ 省令第二十七条第二項の規定により、申請書を受理すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則（平成二年十二月奈良県規則第二十五号）第二号エの規定により奈良県食品衛生検査所長に提出する書類は、前項の規定にかかわらず、正本一通とし、保健所長を経由することを要しない。